

## 刑の一部の執行猶予制度に関する参考試案

### 第1 初入者に対する刑の一部の執行猶予制度

- 1 次に掲げる者が3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けたときは、情状により、1年以上5年以下の期間、その一部の執行を猶予することができるものとする。
  - (1) 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
  - (2) 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、刑法第25条の規定によりその執行を猶予された者又はその執行を終わった日若しくはその執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
- 2 1の場合においては猶予の期間中保護観察に付することができるものとする。
- 3 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その刑を執行が猶予されていない期間を刑期とする懲役又は禁錮の刑に減軽するとともに、当該期間の刑の執行が終了した時点で刑の執行を受け終わったものとする。
- 4 その他所要の規定の整備を行うものとする。

### 第2 薬物使用者に対する刑の一部の執行猶予制度

- 1 規制薬物又は毒劇物の自己使用・単純所持に係る罪（以下「薬物自己使用等事犯」という。）を犯した者であって、上記第1の1(1)又は(2)に当たらないものが、3年以下の懲役の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重その他の事情を考慮して、その薬物自己使用等事犯に係る犯罪的傾向を改善するために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その一部の執行を猶予することができるものとする。
- 2 1の場合においては猶予の期間中保護観察に付するものとする。
- 3 薬物自己使用等事犯を犯した者に対し、上記1の罪とその罪より重い刑が定められている他の罪とに係る懲役の言渡しをするときは、その一部の執行を猶予することができないものとする。
- 4 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その刑を執行が猶予されていない期間を刑期とする懲役又は禁錮の刑に減軽するとともに、当該期間の刑の執行が終了した時点で刑の執行を受け終わったものとする。
- 5 その他所要の規定の整備を行うものとする。